

各 位

不動産投信発行者名

東京都港区六本木六丁目 10番 1号
森ヒルズリート投資法人

代表者名

執行役員 堀 内 勉
(コード番号：3234)

投資信託委託業者名

東京都港区六本木六丁目 10番 1号
森ビル・インベストメントマネジメント株式会社

代表者名

代表取締役社長 堀 内 勉

問合せ先

財務部長 中 村 修 次
TEL. 03-6406-9300(代表)

資金の借入れ（金利決定）及び金利スワップ契約締結に関するお知らせ

本日、森ヒルズリート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）がお知らせ致しました資金の借入れに関し、下記のとおり金利が決定するとともに、金利スワップ契約を締結しましたので、お知らせ致します。

記

1. 金利決定の内容

(1) 短期借入金（期間1年）330億円

金 利： 年利 0.78727%

（平成18年12月4日から平成19年5月31日までの適用金利です。平成19年6月1日以降の適用金利につきましては、決定した時点で改めてお伝えします。）

(2) 長期借入金（期間2年）150億円

金 利： 年利 0.75455%

（平成18年12月4日から平成19年2月28日までの適用金利であり、平成19年3月1日以降の適用金利につきましては未定です。但し、後記2.(2)記載の金利スワップ契約により、実質的な支払金利は固定化されません。）

(3) 長期借入金（期間3年）250億円

金 利： 年利 0.80455%

（平成18年12月4日から平成19年2月28日までの適用金利であり、平成19年3月1日以降の適用金利につきましては未定です。但し、後記2.(2)記載の金利スワップ契約により、実質的な支払金利は固定化されません。）

2. 金利スワップ契約

(1) 金利スワップ契約締結の理由

前記1.に記載の借入れのうち、「長期借入金(期間2年)150億円」及び「長期借入金(期間3年)250億円」について、支払金利を固定化し、金利変動リスクをヘッジするため。

(2) 金利スワップ契約の内容

金利スワップ契約(期間2年)

- a) 相手先 : 株式会社みずほコーポレート銀行
- b) 想定元本 : 150億円
- c) 金利 : 固定支払金利 1.28500%
変動受取金利 全銀協3か月物日本円 TIBOR + 0.25% (但し、初回は計算期間を平成18年12月4日から平成19年2月28日とし、金利を0.75455%とします。)
- d) 取引開始日 : 平成18年12月4日
- e) 取引終了日 : 平成20年11月30日(但し、同日が営業日でない場合には翌営業日とし、当該日が翌月となる場合には直前の営業日とします。)
- f) 利払期日 : 平成19年2月28日を初回とし、以降毎年2月、5月、8月及び11月の末日(但し、同日が営業日でない場合には翌営業日とし、当該日が翌月となる場合には直前の営業日とします。)

金利スワップ契約(期間3年)

- a) 相手先 : 株式会社みずほコーポレート銀行
- b) 想定元本 : 250億円
- c) 金利 : 固定支払金利 1.49850%
変動受取金利 全銀協3か月物日本円 TIBOR + 0.30% (但し、初回は計算期間を平成18年12月4日から平成19年2月28日とし、金利を0.80455%とします。)
- d) 取引開始日 : 平成18年12月4日
- e) 取引終了日 : 平成21年11月30日(但し、同日が営業日でない場合には翌営業日とし、当該日が翌月となる場合には直前の営業日とします。)
- f) 利払期日 : 平成19年2月28日を初回とし、以降毎年2月、5月、8月及び11月の末日(但し、同日が営業日でない場合には翌営業日とし、当該日が翌月となる場合には直前の営業日とします。)

以上